

国際医療福祉大学那須セミナーハウス使用細則

(目的)

第1条 この細則は、国際医療福祉大学那須セミナーハウス使用規程第5条に基づき国際医療福祉大学那須セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間帯)

第2条 セミナーハウスの使用時間帯は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 一 日帰りの場合 午前9時から午後9時
- 二 宿泊の場合 午前9時から退所日の午前9時まで
宿泊棟へのチェックインは午後2時以後、チェックアウトは午前10時迄とする。

2 特別の事情により前項の使用時間帯以外で使用を希望する場合は、第5条第1項に規定する使用願（別紙様式1）を申請する際に、希望する使用時間帯及びその理由を記載のうえ、所長の許可を得なければならない。

(使用の休止)

第3条 セミナーハウスは、次の各号に掲げる期日については、原則として使用を休止する。

- 一 12月28日から翌年の1月4日まで
- 二 所長が管理上必要と認めた日

(使用責任者)

第4条 セミナーハウスを使用する場合には、使用する者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）の学生及び学長が特に認めた学校法人国際医療福祉大学（以下「本法人」という。）の教職員が使用する場合は、本法人の教職員とする。

(使用願の申請及び許可)

第5条 セミナーハウスの使用を希望する場合は、使用願（別紙様式1）に使用者名簿（別紙様式2）を添えて所長あて申請するものとする。

2 使用願の申請の時期は、原則として使用開始日の14日前までとする。

3 所長は第1項の使用願を適当と認めた場合は、使用責任者あてに使用許可書（別紙様式3）を交付するものとする。

(変更の申出)

第6条 使用責任者は、使用許可書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所長に申し出なければならない。

(使用料)

第7条 セミナーハウスを使用する場合は、別表に定める実費相当額を納付しなければならない。

2 実費相当額は、所定の銀行口座へ前納するものとする。

3 既納の実費相当額は、原則として返還しない。ただし、第9条第3号の規定により許可を取り消し、又は使用を中止させた場合、並びに使用開始4日前までに使用変更、取消の申告があった場合は、その全部を返還することがある。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第8条 使用者は、使用目的以外の目的に使用し、又は他に転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第9条 所長は、次の各号に掲げる場合には、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

一 使用者が許可条件に違反した場合

二 使用願に虚偽の記載があった場合

三 セミナーハウスの維持管理上必要と認めた場合

(施設等の防火及び保全)

第10条 使用者は、施設、設備及び備品等の防火並びに保全に努めなければならない。

(損害の賠償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品等を損壊、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を所長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、セミナーハウスの使用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

別表

使用者	日 帰	宿 泊 ※
本学の学生	無料	2,100 円
学長が特に認めた者	無料	3,100 円

※ 宿泊はリネン・レンタル代、食事代の実費相当額

附則

この細則は、平成22年12月1日から施行する

令和元年10月1日改定